

千葉市立特別支援学校の学級編制に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の規定に基づき、千葉市立特別支援学校の学級を編制することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通学級 単一の障害を有する児童又は生徒で構成される学級をいう。
- (2) 重複学級 障害を2以上併せ有する児童又は生徒で構成される学級をいう。
- (3) 訪問学級 重度の障害のために登校することが困難な児童又は生徒で構成される学級をいう。

(学級編制の原則)

第3条 学級の種類は、普通学級、重複学級及び訪問学級の3種類とする。

- 2 普通学級は同学年の児童又は生徒で編制するものとする。
- 3 重複学級及び訪問学級は数学年の児童又は生徒で編制できるものとする。

(学級編制)

第4条 普通学級を編制する場合は、当該学年の児童又は生徒の数を6人（高等部にあつては8人）で除した数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）による学級の数で編制する。

- 2 重複学級及び訪問学級を編制する場合は、当該児童又は生徒の数を3人で除した数による学級の数で編制する。
- 3 重複学級で併せ有する障害が異なり、教育課程を別にして学級を編制することを教育長が必要と認める場合の重複学級の数、教育長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。